

# 那霸市教育委員会会議録

平成29年度第6回(定例会)

署名人 本仲範男

委員長 神村洋子

開催日時 平成29年6月22日(木) 開会 午後2時00分  
閉会 午後3時40分

開催場所 那霸市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 神村洋子委員長、饒波正博委員、比嘉佳代委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議事日程 日程1は非公開案件に該当

- |         |  |            |
|---------|--|------------|
| 1 報告1   | 教育長が専決したことについて                             | 【学校教育課】    |
| 2 議案第6号 | 那霸市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について                  | 【学校給食センター】 |
| 3 議案第7号 | 那霸市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について | 【学校給食課】    |
| 4 議案第8号 | 那霸市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について            | 【学校給食課】    |
| 5 報告2   | 平成29年度教育行政マネジメントシステムに係るマネジメント一覧表について       | 【総務課】      |

【生涯学習部】屋比久猛義部長、山内健副部長

(総務課)仲程直毅課長、森田勝副参事、伊禮道子主査、奥浜隼人主査

【学校教育部】黒木義成部長、森田浩次副部長

(学校教育課)武富剛課長、山下恒副参事

(学校給食課)佐久川敏明課長、久貝斉主幹、和田英夫主査

(学校給食センター)仲村功所長、神元賢治副所長

会議録作成(総務課)幸地英子主査

神村委員長 平成29年度第6回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は、本仲委員にお願いいたします。日程1は人事に関する事でありますので、非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしということですので、日程1は非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

神村委員長 非公開を解きます。続きまして、議案第6号「那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由をお願いいたします。はい、黒木部長、どうぞ。

黒木部長 議案第6号「那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、那覇市学校給食センター運営委員会委員を別紙のとおり委嘱する。平成29年6月22日提出。  
教育長 渡慶次 克彦。提案理由 那覇市学校給食センター運営委員会委員の人事異動等に伴い、那覇市学校給食センター運営委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき、委員（補欠委員）を委嘱するので、この案を提出する。説明は給食センター所長が行います。

神村委員長 はい、お願いいいたします。

仲村所長 はいさい。学校給食センター所長の仲村でございます。まず、議案の説明を致します前に、議案書の5ページに訂正がございます。申し訳ございませんがよろしくお願いいいたします。5ページをご覧ください。いちばん上の那覇学校給食センター(天久)とありますけれども、これは那覇市学校給食センターであり、那覇市の「市」が漏れていますので「市」の挿入をお願いいたします。

それではご説明いたします。先ずはお手元の1ページをご覧ください。首里学校給食センターが給食を提供している学校は、小学校は城南小、石嶺小、城東小の3校、中学校は松島中、石嶺中の2校で合計5校となっております。運営委員会は各学校から学校長とPTA関係者が1人ずつの、1校につき2人で組織しております。今回、首里学校給食センターの運営委員として委嘱する方は、学校長が2人、PTA代表が5人の計7人となっております。続きまして2ページをご覧ください。大名学校給食センターが給食を提供している学校は、大名小、城北小、城北中の計3校です。今回、大名学校給食センターの運営委員として委嘱する方は、学校長が1人、PTA代表3人の計4人となっております。3ページ目をご覧ください。銘苅学校給食センターが給食を提供している学校は、銘苅小、若狭小、上山中の計3校でございます。今回、銘苅学校給食センターの運営委員として委嘱する方は、学校長1人、PTA代表3人の計4人となっております。

続きまして4ページをご覧ください。小禄学校給食センターが給食を提供している

学校は、小禄小、垣花小、宇栄原小、小禄南小、さつき小、小禄中、金城中、鏡原中の計8校です。今回、運営委員として委嘱する方は、校長が4人、PTA代表者8人の計12人となっております。

5ページ目をご覧ください。天久学校給食センターが給食を提供している学校は、天久小、那覇中の2校です。今回、運営委員として委嘱する方は、校長が2人となっております。6ページ目をご覧ください。神原学校給食センターが給食を提供している学校は、神原小と神原中の2校です。今回、運営委員として委嘱する方は、PTA代表が2人となっております。

続きまして、7ページ目をご覧ください。真和志学校給食センターが給食を提供している学校は、大道小、仲井真小、真和志小、仲井真中、真和志中、松城中、寄宮中、石田中の8校となっております。今回、運営委員として委嘱する方は、校長が2人、PTA代表が8人の計10人となっております。

続きまして、8ページ目をご覧ください。古蔵学校給食センターが給食を提供している学校は、古蔵小、古蔵中の2校です。今回、運営委員として委嘱する方は、PTA代表の2人となっております。

続きまして、9ページ目をご覧ください。城岳学校給食センターが給食を提供している学校は、城岳小、天妃小の2校です。今回、運営委員として委嘱する方は、PTA代表の2人となっております。その内、前任者の在任期間を引き継ぐ補欠委員が2人となっております。

今回、運営委員の委嘱人数は、給食センターが10センターございますけれども、今回、安謝センターについては、去年、委嘱された方は変わりなくいらっしゃいますので、9センターで合計45人、その内、校長が12人、PTA代表が33人となっております。運営委員の任期につきましては、校長は当該学校の在任期間、PTA代表につきましては2年となっております。以上で説明を終わります。

神村委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 各センターの委員でPTAだけ、学校校長だけというものがあって、規約には関係学校PTA、関係校長、その他から委嘱するとありますが、運営上の問題はありませんか。偏ってはいないのでしょうか。

神村委員長 はい、どうぞ。

仲村所長 実は最初に冒頭で説明をしましたが、運営委員は各学校、校長とPTAの代表、1校につき2人で構成しております。給食センターが今、給食を提供している学校は37校ございます。運営委員の数としては、その2倍、合計で74人の運営委員で構成されていて、去年から引き続きの方が29名いらっしゃいます。今回、委嘱の方が45人ということでございます。

比嘉委員 引き続きの方は、記載されていないということですね。わかりました。

神村委員長 はい、ほかにございますか。よろしいでしょうか。議案第6号「那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおりでよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしということあります。議案第6号「那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は、議決いたしました。

次に参ります。続いての議案第7号と8号は関連しますので、一括して審議を行います。議案第7号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について」、議案第8号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。黒木学校教育部長、お願ひします。

黒木部長 議案第7号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について」、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を別紙のとおり制定する。平成29年6月22日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（平成29年那覇市条例第5号）の施行期日を定めるため、この案を提出する。続きまして、議案第8号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成29年6月22日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（平成29年那覇市条例第5号）の改正に伴い、那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正するため、この案を提出する。説明は学校給食課長が行います。

神村委員長 佐久川課長、お願ひいたします。

佐久川課長 学校給食課です。よろしくお願ひします。議案第7号です。2枚目の裏面からご覧になっていただいてよろしいでしょうか。施行期日を定めます規則制定ですけれども、最後のページは参考資料になります。この真ん中あたり、「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。」ということで、実は那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例は、去った平成29年2月議会で議決・公布されています。内容といたしましては、ここに書いてありますように、改正前・改正後の枠部分にありますけれども、改正後に鏡原学校給食センターの名称と位置を追加するものです。この条例は、小禄南小学校及び鏡原中学校の給食を実施担当する鏡原学校給食センターを設置し、給食調理と配達を行うために条例を提出したものであります。その条例の附則をご覧になってください。附則に「この条例は教育委員会規則で定める日から施行する」とあり、条例は公布されていますけれども、施行期日は教育委員会規則に委ねられた条例となっております。今回は、その施行期日を定め

る規則制定です。この鏡原学校給食センターは、今月引き渡しとなり完成しておりますので、施行期日を定めることになります。2枚目、本文です。規則に戻ります。

「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」、「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例(平成29年那覇市条例第5号)の施行期日は平成29年7月1日とする」ということが、第7号の議案であります。

関連としまして第8号議案です。「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について」ということで、2枚目です。「那覇市学校給食センター管理規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する」ということで、改正前・改正後がありまして、第2条に「給食センターの実施校は次のとおりとする」ということで、表の別記があります。改正前・改正後はこの表の中段からこのページの下です。改正前、改築中は小禄学校給食センターの給食実施校として、小禄南小学校、鏡原中学校が入っています。改正後、新しく下に記載がありますけれども、鏡原学校給食センターの給食実施校を、小禄南小学校、鏡原中学校に規定するものであります。そのページの中段にありますけれども、附則で「この規則は那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日(平成29年7月1日)から施行する」となりますので、先程の、条例及び施行期日を定める7号議案の7月1日を施行日とするのが第8号議案であります。よろしくお願ひします。

神村委員長 この件につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 条例では6月30日と7月1日では、大きな違いがあると思いますけれども、実際、やはり現場でも小禄南小学校、鏡原中学校は7月1日からは新しい給食センターから配食されるということでしょうか。

神村委員長 はい、どうぞ。

佐久川課長 期日としては7月1日から、と規則制定しております。管理規則の上でも、鏡原中学校と小禄南小学校は、鏡原給食センターが管轄になります。保健所や県、その他への届出や、あるいは食材発注等にかかわるため、事前に鏡原学校給食センターの日付を明確にしておく必要があるからです。その間、鏡原中学校と小禄南小学校の給食は、そのまま従来通り、改正前の小禄給食センターが配食します。先程の議案第6号の13ページをご覧いただけますでしょうか。今、改正する部分は、第2条に鏡原給食センターを追加して、7月1日から小禄南小学校と鏡原中学校を実施校とする内容になります。実は、実際に7月1日から鏡原給食センターが給食を提供できる状態ではありません。機器の調整、正常に稼働するかという点検期間が必要になります。そこに矛盾が生じるかもしれません、管理規則第3条をご覧になってください。第3条(給食の停止又は給食実施校の臨時変更)「前条の規定にかかわらず、教育長は、次

の複号に掲げる場合には、給食を停止し、又は給食実施校を臨時に変更することができる」という部分がありまして、今回の場合には、この3条の(1), (2), (3), (4)と4つありますけれども、(4)に相当するものです。(1)は自然災害、(2)は機械が壊れた時、(3)は感染症など。今回は調理場が上手く機能するかどうか、稼働確認をしないといけませんので、(4)の規定「その他教育長が必要と認める」ということで、事務手続きの決裁を受けて、小禄学校給食センターの給食実施校として小禄南小学校、鏡原中学校を臨時変更し、7月の1ヶ月間は運用したいということで手続きをすすめていきます。

饒波委員 ありがとうございます。

神村委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。議案第7号「那霸市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について」は、原案のとおりで異議はございませんか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしということですので議案第7号「那霸市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について」は、議決いたしました。  
続きまして、議案第8号「那霸市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおりで異議はございませんか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことであります。議案第8号「那霸市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。  
よろしいでしょうか。報告2「平成29年度教育行政マネジメントシステムに係るマネジメント一覧表について」の報告をお願いいたします。はい、屋比久部長、お願ひいたします。

屋比久部長 はい、宜しくお願ひいたします。報告2でございます。報告2「平成29年度教育行政マネジメントシステムに係るマネジメント一覧表について」、平成29年度教育行政マネジメントシステムに係るマネジメント一覧表について、別紙のとおり報告する。平成29年6月22日提出。教育長 渡慶次 克彦。報告理由 平成29年度において実施する教育行政マネジメントシステムについて、那霸市教育行政マネジメントシステム要項第6条の規定に基づき、その一覧表を報告するものでございます。詳細につきましては総務課で説明いたします。

神村委員長 はい、仲程課長、お願ひいたします。

仲程課長 まずは中身に入る前に、マネジメントシステムの目的等について、簡単に説明します。マネジメントシステムは那霸市教育振興基本計画に掲げている具体的施策やその他教育行政に係る重要施策等を適切に進行管理し、教育行政の円滑な運営と主要事業の成果の向上を図ることを目的に実施いたします。具体的には当該年度における特に

重要な事業を抽出しまして、その事業について年度目標を定め、P D C A サイクルにより進捗管理及び業務管理を行うというシステムでございます。参考資料といたしまして、このA 3 の横長の資料、「第 2 次那覇市教育振興基本計画の施策体系表」をお配りしておりますけれども、本市の教育に関する施策を体系的に示すものであるとともに、第 4 次那覇市総合計画に掲げる 6 つの都市像のうちの 1 つ、「子どもの笑顔あふれる、豊かな学習・文化都市」の教育に関する部門計画としての位置づけであります。第 4 次総合計画を補完するものとして策定されたものであるということであります。教育振興基本計画を具現化するため、主要事務事業の中から教育長が特に指定した事業について、マネジメントを行い、事業の成果の向上を図っていくということになります。それでは今回の報告の内容について説明いたします。

報告 2 の資料ですが、1 ページをご覧になってください。平成 29 年度マネジメント所属別集計表になります。平成 29 年度は生涯学習部・学校教育部を合わせまして、教育長マネジメントが 1 本、部長マネジメントが 8 本、課長マネジメントが 24 本で合計 33 本の事業をマネジメントいたします。続きまして 2 ページの平成 29 年度マネジメントシステム年間スケジュールになりますけれども、表の①～④までは既に終了しています。本日の教育委員会会議の報告が、表の⑤、「一覧表の教育委員会会議報告・各課通知」という部分になります。今後は⑥の 9 月中旬から 10 月中旬にかけての中間評価、それから⑨の 12 月中旬から 1 月中旬にかけての年間評価を経まして、3 月に⑪に記載のとおり、マネジメント実施結果を教育委員会会議に報告させていただきまして、その後、ホームページにて今年度はこうなりましたという結果を、広く公表していく予定しております。続きましてそれぞれの事業の詳細、具体的な内容につきまして、新規事業を中心に担当の奥浜主査から説明をさせていただきます。

神村委員長 はい、お願いいいたします。

奥浜主査 3 ページをご覧ください。3 ページから最後までが今年度マネジメント一覧表となっております。3 ページが教育長マネジメントになっていまして、小中一貫教育の推進の 1 件となっております。この表の一番右端に備考欄がございまして、空白となっておりますが、空白の欄は平成 28 年度から継続事業ということです。新規事業の場合にはこの備考欄に新規と表記されております。こちらの小中一貫教育について、平成 28 年度に全小中学校で小中一貫教育を実施することが出来ましたので、今年度の目標としましては、①各中学校グループの小中一貫教育の取り組みについて評価・分析を行い、成果と課題を明確にする。②各中学校グループにおいて小中一貫教育の取り組みや成果・課題等を児童、教職員、保護者、地域の方に情報発信し情報の共有を図るということでございます。4 ページをご覧ください。4 ページは、生涯学習部長のマネジメントになっておりまして 4 件ございます。その内、新規事業が 1 件ございまして No. 1 です。第 2 次那覇市生涯学習推進計画の策定、目的・内容としまして

は、那覇市生涯学習推進計画の評価を踏まえ、課題となっている事項について関連部署、機関と具体的な対応方策を検討し、第2次那覇市生涯学習推進計画を策定するということです。生涯学習推進計画という冊子がありまして、これが今年度末で終了するため、今年度新たに第2次の推進計画を策定するという目標になっております。

それではNo, 2です。真和志南地区生き生き人材育成支援施設（仮称）整備事業でございます。こちらは平成28年度からの継続事業でございますが、平成28年度は一部達成という評価でございましたので今年度も継続となっております。年度目標としましては、①平成29年度へ繰り越しした実施設計を9月末までに完了する。②用地取得に伴う事業認定を県用地課から受ける。③不動産鑑定の実施、税務署で税控除の事前協議後、地権者と契約を締結し、法務局へ所有権移転登記を申請する、となっております。

5ページをご覧になってください。5ページから6ページは学校教育部長のマネジメントとなっております。計4件ございまして新規の事業はありません。

7ページをご覧ください。7ページは生涯学習部の課長マネジメントとなっております。課長マネジメントが10件ございまして、そのうち新規が5件ございます。No, 2、第3次那覇市子どもの読書活動推進計画の策定です。新規事業となっております。目的・内容としましては、第2次那覇市子どもの読書活動推進計画の評価を踏まえ、課題となっている事項について関連部署、機関と具体的な対応方策を検討し、第3次那覇市子どもの読書活動推進計画を策定するというものでございます。こちらのピンクの冊子が「第2次那覇市子どもの読書活動推進計画」になります。こちらも平成29年度末で終了するということになっていますので、新たに第3次那覇市子どもの読書活動推進計画を策定するという目標になっております。その下のNo, 3です。繁多川・若狭公民館の指定管理者の選定です。新規事業でございます。目的・内容としましては、平成30年度以降の繁多川・若狭公民館の指定管理者の選定に向け、指定管理者の募集、選定、市議会で指定管理者の承認議決を得て、指定管理者と協定の締結を行うということでございます。年度目標としては、繁多川公民館と若狭公民館の指定管理者を選定し、協定書を締結するという目標でございます。繁多川公民館と若狭公民館については、指定管理を導入しております、今年度の末で指定管理の契約期間が切れるということがございます。平成30年度からこの新しいこの指定管理の業者を選定して、協定書を締結するという目標を立てております。その下のNo, 4です。地域学校連携施設の活用促進です。平成28年度未達成という評価でございました。今年度も継続させていただきます。目的・内容としましては、学校関係課、地域関係団体等などの様々な人と横断的に協議を行いながら、地域学校連携施設の活用について促進を図るというものでございます。年度目標としましては、①施設利用規程の見直し改正を行い、学校及び地域利用者等へ周知し運営体制の強化を図る。②施設の伸

び利用回数を前年度実績より3%増とするとなっております。

8ページをご覧ください。8ページのNo, 5です。なは青年祭事業は、今年度の新規事業となっております。目的・内容としましては、各地域で活動する青年団体が誇りを持ち継承・発展に努めている伝統芸能の素晴らしさを広く知つてもらう機会や環境づくりを行う、また、青年団体相互の交流を図ることで団体間の連携を強化し、地域に貢献する若者の健全育成を推進するというものです。年度目標としましては、那覇青年祭へ13団体の参加を目指し、青年団体とのネットワークを支援するという目標がございます。ここで1ヶ所、目標の修正がございまして、那覇青年祭へ13団体以上の参加を目指すとありますが、正確には「15団体以上の参加を目指し」でございますので、申し訳ありませんが修正をお願いいたします。No, 6、那覇市営奥武山野球場老朽化抑制事業でございます。こちらは新規事業です。目的・内容としましては、奥武山野球場の津波緊急一時避難施設に位置付けていることから、津波緊急一時避難所とイベント時の会場利用者の安全を確保するため、スタンドを覆う鉄骨大屋根部分の塩害防止対策を施工し老朽化抑制を図る。また、観光振興と経済活性化に向けてプロ野球キャンプ及び公式戦の観客動員数の増加を図り継続誘致を行うため、鉄骨大屋根部分の一部にデザイン的配色のイメージアップ塗装を行い、機能強化を図るものであります。年度目標としましては、野球場大屋根ライト側部分の塩害防止対策及びイメージアップ塗装の完成、具体的にはこの内野席に屋根があり、だいぶ老朽化があるということがございまして、この内野席の大屋根部分のイメージアップ塗装を行つて機能強化を図るというものです。こちらは2ヶ年事業でして、今年度はライト側、平成30年度はレフト側ということでございます。No, 7、那覇市スポーツ推進計画策定事業です。こちらは新規事業です。目的・内容は、市民がスポーツを楽しみ、スポーツを通じて健康で生き生きとした生活を送れることが出来るまちづくりを推進していく為、スポーツ基本法第10条の規定に基づき那覇市スポーツ推進計画を策定するとあります。今、こちらの那覇市スポーツ推進基本計画がありますが、こちらが平成29年度末で終了するということです。

仲程課長

実は平成27年度で終了していますが、2年間延長しまして、今年度で終了し、次年度からのものを策定することになります。第4次総合計画も今年度までございまして、考え方を2年間審議会に諮つて、そのまま行きましょうということになったようです。

奥浜主査

今年度中に推進計画策定を行います。10ページをご覧ください。10ページから学校教育部の課長マネジメント一覧表です。課長マネジメント14件ございまして新規が1件となっております。No, 11、児童生徒の学力向上の取り組みについて、今回、継続事業でございますが、この年度目標の④をご覧ください。④確かな学力の向上に向けて、「主体的・対話的で深い学び」(AL:アクティブラーニング)、「キャ

リア教育」の視点から授業改善を図るということで、キャリア教育についても目標を入れています。この学力向上の取り組みの中で、キャリア教育についても進捗管理を行っていくということで年度目標を設定しています。平成28年度にキャリア教育の推進ということで単独で設定をしていましたが、今回はこの学力向上の取り組みの中で、キャリア教育についても進捗管理を行っていくことがありますので、キャリア教育の推進について、マネジメントの事業としては平成28年度で一旦廃止という扱いをして、この学力向上の取り組みの中でキャリア教育について推進していくということでございます。No, 13、道徳教育の充実です。新規事業です。目的・内容としましては、道徳の教科化に伴い小学校は平成30年、中学校は平成31年より検定教科書を導入し特別の教科、道徳として実施される。教員の指導力向上のための研修を充実させ、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図るというものです。年度目標としましては、①評価の付け方(考える・議論をする道徳)を取り入れた授業のテーマ。②各学校において各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら道徳科の年間指導計画を策定する、となっております。以上で説明を終わります。

神村委員長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願ひいたします。はい、饒波委員、お願ひいたします。

饒波委員 最初のA3の資料、施策体系表を見ますと、左側の就学前教育の認定こども園の事業と、右側の一番下の文化財の事業がありますけれども、これは市長部局だからということになりますか。

奥浜主査 そうです。子育て支援と就学前教育については、こどもみらい課が所管、担当になっております。この右側の「伝統文化の保存と継承を図る」の部分は文化財課ですね、市長部局になります。

仲程課長 確かに総合計画等々も教育分野の中ではありますが、直接マネジメントということになると、進捗管理するのは教育委員会では教育長で行う、市長部局は市長部局で行う、という意味で受け止めてください。

饒波委員 そうすると、認定こども園は大きな事業だと思いますけれども、それは市長部局でマネジメントシステムに載せている状況ということですか。

屋比久部長 教育委員会はマネジメントでやっていますけれども、市長部局は目標管理というもので、そこで目標管理の中にこの大きな認定こども園があって、市長部局はそれで進捗管理をしているというふうに思います。

饒波委員 また別のシステムということですね。ありがとうございます。

神村委員長 会議のスケジュールに上ってきませんね。

饒波委員 はい。だから気になりました。

屋比久部長 もちろん、その教育委員会会議にかけるべきその案件が出てきた場合は、当然、教

育委員会議にかけますけれども、あくまでこの事業の進捗管理はそれぞれの部局でやるものということです。

饒波委員 では、もう一つお願ひします。

神村委員長 はい、どうぞ。

饒波委員 3ページの小中一貫教育ですけれど、いよいよ全校実施でこれから評価に入ってくると思います。表の年度目標に「評価する」とあり、これからいろいろ考えていくと思います。評価についてですが、全校区を統一して評価する基準を作るのか、それとも中学校区ごとの評価、中央集権の分権といいますか、その中学校区に評価も全部任せられるような形で評価をしていくのか。全体で評価基準を作つてそれに何々中学校区はどう、こう、というふうにやっていくのか。評価はどのようにして行いますか。

神村委員長 はい、どうぞ。

黒木部長 小中一貫教育の成果等につきましては、まず2つの方法を考えております。一つ目は教育委員会がこの当初の狙いであります中1ギャップと、学力と不登校、この3つの課題の解決を図ることを目的にしておりまつので、この3つについては、アンケートや様々な調査から分析をしまして、その成果を導き出します。それと本年度からは全校区がスタートしたということもありまして、各中学校グループの自立ということを、今回はテーマにしていまして、中学校区での課題を出していただきます。そしてその課題がどうだったのか、それをグループごとに色々とデータを出していただきながら、グループに少し課題意識を持っていただきながら成果と課題というのをグループ別にも出していきたいと、大きく2本立てで今の所は考えています。以上です。

饒波委員 そうすると、統一的な評価としては中1ギャップの解決と、不登校の解決というものは全中学校区的に見ていくということですね。

黒木部長 後は学力ですね。

饒波委員 学力ですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

神村委員長 はい、ほかにございますか。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 6ページの子どもの貧困対策の取り組みの中で年度目標というのは、今年度に達成したいという目標ですよね。そういうことから考えると、①というのはもう配置されているのではないかと思いますけれども、どうですか。寄添支援員を17名、支援員のフォローアップを行う子ども寄添支援コーディネーターを1名配置するとあります。既に配置されているのではないでしょうか。

神村委員長 はい、どうぞ。

饒波委員 追加です。私もそれを質問しようかと思っていました。①・②・③の内、①・②は既に現時点で達成されていて、③だけが今年の目標になる気がします。

神村委員長 はい、どうぞ。

本仲委員 それから、この300人という数字の根拠ですよね。今がどうだから、ここまで

- 持っていけるのかなというところが気になります。
- 神村委員長 はい、どうぞ。
- 黒木部長 最初のご質問の①・②の件でございますが、この件については、本仲委員のご指摘のとおり現在は配置されているわけでございます。ただ、やはり様々な諸事情で、途中でリタイヤなさる方々がおられたりして、それをしっかりと継続、新しい方を募集し、維持していくということも入っているもので、①番・②番というのは入れております。③番については、今、根拠資料が手元にございませんので後でまたご報告したいと思います。
- 神村委員長 はい、どうぞ。
- 本仲委員 入れ替わりがあるということもあるわけですね。
- 森田副部長 寄添支援員の活動につきましては、今年度スタートということで、当初の目標は250名ということでしたが、2年目については、300人程を目標にしたいということございます。
- 本仲委員 キツイということはないでしょうか。
- 森田副部長 達成可能ではないかということで、300名としています。
- 神村委員長 はい、どうぞ。
- 本仲委員 寄添支援員が年間で入れ替わるというのは、その活動の内容からすると、僕らが支援できることではないですよね。入れ替わりが無いことを願いますね。
- 神村委員長 はい、黒木部長、どうぞ。
- 黒木部長 よろしいでしょうか。③の年間300人でございますが、先程、副部長からの説明がありましたとおり、250名を最初の目標にしています。これは寄添支援員1人につき大体15人ほど受け持つ計画でやっていたようですけど、既にそれを超えるくらいの人数となっています。やはり様々な活動をしているということもありますし、それで250人を超えた300人という数字を打ち出したということを、間接的には聞いております。
- 本仲委員 もう1件、よろしいですか。
- 神村委員長 はい、どうぞ。
- 本仲委員 10ページ、道徳の件です。①の年度目標は凄く賛同しますね。評価の付け方や「考え、議論する道徳」を取り入れた授業の提案ということで、凄く良いなと思うんですけれども、もう少し踏み込んでもらえないかなと思うのは、いわゆる授業展開の型、これが大切じゃないかなと思います。
- 神村委員長 どこかにありましたよ。「議論する道徳」と。
- 本仲委員 ありましたよね。ですから例えば45分間の、あるいは50分の、まず小学校からでしょうが、45分間のいわゆる導入から展開、まとめまでの、那覇市の教育の道徳授業の型みたいなね。そういうのが出来ると、要するにいろんな力量を持った方が居

るし、全く学卒の先生方も居るし様々ですので、ひとつ型が出来ると、その型の精度を図つていけば良いのかなと思っているので、この辺まで目指せないのかなと思っています。今まだ先行実施のほうですから、これまで目指してほしいなという要望です。

神村委員長 はい、どうぞ。

黒木部長 昨日、WEBページのほうでは公開されておりますが、新学習指導要領の解説書がWEB上に載っております。昨日から、それでいよいよ本格的に動き出すわけですが、前回も少しお話し申し上げたかも知れませんが、那覇市では教育課程の研究協議会を既にスタートさせておりまして、今、本仲委員がおっしゃるように道徳につきましても、那覇市独自の指導案を作成中であります。それがまずは一つの型になってくるかなと思います。そして「考え、議論する道徳」の場合は、問題解決的な学習を道徳の時間に取り入れるということもございますので、それを踏まえて研究員の皆さんにこの道徳の授業の在り方、これについて今研究の途中でございます。11月には本仲委員のご指摘のように一つの型の提案授業があるかと思いますので、またそれを全市的に取り入れていきながら、来年は小学校、再来年が中学校に広めていこうと、指導案から授業、と今考えている所です。以上です。

本仲委員 この授業の展開のやり方については、ある意味で何らかの強いリーダーシップが必要じゃないかなと思います。算数のノート指導のようなね。この辺が凄く希望ですね。

神村委員長 はい、どうぞ。

黒木部長 特に授業につきましては、全教科共通的に主体的、対話的で深い学びの実現ということを文科省が提案してきております。そういった中で、やはり子ども達がいかに題材と主体的に向かい合うのか、そして授業の中で対話をどう仕組んでいくのかとこれが一つのポイントになるかと思いますので、その二つを中心にしながら、あと、深い学びになってきますと、これは道徳の時間だけではなかなか解決出来ない所もあります、各教科等の見方、考え方というのを取り入れた中で、総合的に道徳の子ども達の抱く価値というのを方向付けないといけませんので、そこを今研究員の皆さんに研究していただきながら、一つの道徳の授業という形を作つていけたらと考えている所であります。

本仲委員 優秀な先生方もいますので、また他の市町村も那覇市はどうするかなと見ていると思うんですね。僕らもそうでしたからね。この辺は是非頑張ってほしいなという感じがします。

神村委員長 はい、どうぞ。

黒木部長 昨日から文科省のこの学習指導要領解説の説明が始まっています。昨日が中央説明会で、来月6日に福岡で九州西日本地区の説明会がありまして、教育委員会は予算が無いものですから、指導主事が自費で行きたいということで、4~5名ほど那覇市から一応業務は他の人に振りながら、勉強していただくということで、道徳についても

参加する予定でございますので、またしつかり調査官から話を聞きながら持ち帰ってくるかと思います。4～5名ですので、1人多くても2つ位です。本来ですと全ての教科で行かせられれば良いのですが、予算を取っておりませんので、そこはもう急に入ってきた事業ですので、指導主事が是非行きたいという希望がありまして、学校教育課と教育研究所の指導主事が数名行くということになります。

神村委員長 はい、どうぞ。

本仲委員 11月9日開催の県校長会の記念講演は、審議官が「これからの中道、これからの中学校教育」ということで講演しますのでね。この辺もまた指導主事の皆さんに案内してください。席を空けておきますからね。

黒木部長 はい、ありがとうございます。

神村委員長 ちょっと細かいのですが、10ページの「確かな学力の向上に向けて」のところ、先程お話がありました、キャリア教育を独自で置いていたものを、「キャリア教育」と「主体的、対話的な深い学び」のアクティブラーニングと一緒に行うという視点からの授業の改善というものを、もう少し具体的に、ということが一つ。もう一つは、道徳の文言ですけれども、「評価の付け方」というところに引っかかっています。何かとても5、4、3、2、1のイメージがあります。「評価の仕方」ではないのかなと思います。どこに視点を充てて評価をしていくのかという文言なのかという、この辺少し検討をお願いしたいと思います。数字を連想しますね。

黒木部長 キャリア教育につきまして、どうしてここにこう盛り込ませているかということだと思いますが、実は今回の学習指導要領の改訂で、これまでキャリア教育とよく言われていたんですけど、教育課程のどこで位置付けるかというのが、曖昧な所がありまして、今回、特別活動の学級活動③の中に、一人一人のキャリア形成と自己実現という新たな項目が入ってきました。これというのは、キャリア教育を教育課程の中で特別活動を中心とした取り組みをしていくことと決まつたんです。そういう中で主体的・対話的・深い学びというのも追及していきますので、そことの関わりの中でキャリア教育を入れたほうが非常にわかり易いのではないかということです。今までには外に出て、なんなくはつきりしなかったのですが、教育課程の中でしっかりとキャリア教育をやっていくということが今回新しく出たということもありまして、この中に今盛り込ませているイメージで書いています。

神村委員長 ただ、黒木部長が事務所にいらした時だと思いますが、教育課程の中にキャリア教育に関連がある所は、年間計画の中にキャリア教育という文言を入れなさいという指示が、事務所からあったと思います。だからその辺りと関係づけると、この2つのつなぎの新しさというのは何だろうと思ったんです。はい、わかりました。

黒木部長 今、神村委員長がおっしゃるように、これまでではキャリア教育、〇〇教育というのがよく入ってくるわけです。消費者教育とか、主権者とか、ただ、このキャリア教育

も非常に大切だといわれて、現代の課題ということで入っては来ましたが、なかなか位置付ける場所が無くて、以前はやはり神村委員長がおっしゃるようにいろんな教科の中で関係するところにキャリア教育ということを位置付けてきたんですけど、それでなかなか進まなかつたという反省から、今回は特別活動の学級活動の③に位置付けるということで、はっきり致しまして今後は学校教育の中では特別活動の中でキャリア教育を中心として進めて行くという形になりましたので、このキャリア教育を今後はそのような視点で進めて行きたいと、簡単ですが以上です。

それから道徳の件につきましては、おっしゃるように「付け方」ではなくて、やはり内容的には評価方法ですね。そこら辺りの提案をしていく必要があるだろうと考えております。

神村委員長 ほかにございますか。はい、どうぞ。

饒波委員 10ページつながりでいきますと、小学校の英語は教科化されましたか。

黒木部長 はい。

饒波委員 そうすると、この英語教育の充実の中にも、道徳と同じように教科化されましたので、こちらも同じように評価の仕方とか、あるいは目標とかというのも入れたほうが良いのかなと。と申しますのも、去年のマネジメントの結果では、課題の中に小学校の英語教育が教科化されるので、それについて、これからマネジメントしていくかなくちゃいけないというのが、課題として書かれてあったので、今年、それを入れるべきかなと思いました。

神村委員長 はい、どうぞ。

黒木部長 饒波委員がおっしゃるように、英語につきましても小学校5・6年が教科に格上げされまして、3・4年生が外国語活動ということで取り組んで参ります。そして来年度からは、先行実施も可能だということで文部科学省から通達を受けておりますけど、これはあくまでも先行実施可能ですので、那覇市の場合は完全に、まだ英語について教科書が出てきているわけではありませんし、ハイフレンドというのを使っていますが、やはりこの教科書が出来上がってくる間の取り組みも見ながら、そして一番の今、課題になっていますのは、授業時数を確定しないといけないということもあってですね、授業時数をどう確保してくるのか、それを今検討・研究中でございまして、今年度少し踏み込んだ数値、取り組みを出してしまいますと、少し達成に向けては厳しいではないかなということで、今回のこの①、②、③の年度目標に少し、まだはっきりとは追及はされていませんけれど、そこの辺りを踏まえた年度目標として設定しています。

饒波委員 わかりました。

本仲委員 年間時数を計算するとどこに入れるのかな、ということと、総合的な学習時間がドンドンドンドン少なくなってくるのかなということと、モジュールにするのか、どう

か、どうなりますか。

神村委員長 はい、どうぞ。

黒木部長 本仲委員がおっしゃるように、今回、小学校5・6年生が週2時間やるということで、3・4年生は週1時間ということで、もうほとんど1コマは教育課程のコマ数の中に入り組んでくるわけですけど、小学校5・6年生の場合は、後1コマがなかなか埋まらないと、それで文部科学省が最近の通知の中では、そのうちの全てではありませんけど、5時間を総合的な学習の時間を使ってやるということを言っていました。後はモジュールで、今回、文字指導も出て参りますので文字指導の部分とか、後はこの聞いてこう耳を馴らさせていくとか、そういう方法もございまして、現在、どの方法が一番良いのか、担当外のいろんな研究をしながら、7月6日の校長会ではある程度の形を少しお示しをしながら、校長先生方のご意見等もまた伺いながら実施する方法を決めていこうかと考えております。

本仲委員 希望ですが、モジュールにする時は、余程慎重にしてほしいと思っています。今、モジュールではめ込もうとしているところは、漢字テストであるとか、読み聞かせであるとか、子ども達の情操や基礎学力に非常に大事な部分をモジュールに使いそうなので、この辺、さっきおっしゃったように校長先生方の意見みたいなものを充分にヒアリングをしながらすすめてほしいなと思います。

神村委員長 はい、どうぞ。

黒木部長 まだ決定ではありませんが、今の案として、高学年70時間持つてはいますが、来年は大体50時間程度を考えて、その次の年に大体70時間に迫る実数を確保しながら、いきなり70時間ということではなくて、この2ヶ年間は先行実施と言っても移行期間でございますので、その移行期間の中で課題をクリアする形で、平成32年には完全実施ということで70時間に揃えていきたいなど、そして出来る限りモジュールは入れないという方向で考えている所です。以上です。

神村委員長 モジュールがね。現場の忙しい感もあって15分、15分でつなぐというのは。この15分の後に、つまりこれは教育課程内に入れないといけないんですね。課程外の15分の朝の学習タイムではないんです。そこを課程内に入れないといけない。この15分の後に30分、高学年で他の授業をするというのはとても大変なことです。ですから本当にモジュールはあまり適当ではない。でも私は、那覇市の子ども達の実態としては、耳の貯えがあると思っています。これまでやってきた実績は絶対に蓄えられていると。1年生から聞いていますからね。他の県、市町村とはまた全然違う、那覇市は1年生からどんどん取り組んできていましたので。ですから、黒木部長がおっしゃるようにまず65時間、それから70時間にするという、このリズムでも大きなマイナス面は出てこないかなと思いますよ。3・4年生から6年生までに、結構、積み上げているのがありますから。ただ、「書く」ということについては、今どれだ

け取り組んでいるかですね。その辺が問題だと思います。はい、どうぞ。

渡慶次教育長 休憩をお願いします。

神村委員長 休憩します。

～ 休憩 ～

神村委員長 再開します。ほかに質問がありましたらお願ひいたします。比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 14番の年度目標ですが、システム構築を支援するとありますが、この全校体制のシステム構築というのは、各校に基づいているシステム構築の支援ということですか。

神村委員長 はい、黒木部長、どうぞ。

黒木部長 細かくは聞いてはいなかったのですが、おそらく現在、特別支援教育については、校内の指導体制というのが非常に問われております、その指導体制を作る時に、どうしても教育委員会から助言を入れたりしないと、校内の特別支援教育コーディネーターの動きもなかなか上手くいきません。その辺りのことで、今回の年度目標として入れてきているかと思っています。

比嘉委員 統一されたというか、各学校の支援ということですか。各学校によってその特別支援学級の分け方が少しまばらで、不思議だなと思うことが多々ありましたので、そういうことを踏まえて統一した、支援システムの構築などは、すでにあるのでしょうか。

神村委員長 はい、どうぞ。

黒木部長 今、比嘉委員がおっしゃるように、教育委員会といたしましては、年度末から年度当初にかけてこの特別支援学級の編成や、様々な制度に係ることを説明はしますが、なかなか実際、各学校で編成していく中で、少しこちらの考え方と違った方向で編成されたりというのがございまして、それをその都度、こちらから学校に赴いて、校長先生のご意見を聞きながら、適切なアドバイスをしていくというふうにしています。ただ、共通的にそういうことがあってはいけませんので、出来る限り教育委員会としても、共通的にしっかりした取り組みが出来るようなシステム構築をしていきたいと考えているところです。

神村委員長 ほかにございますか。はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 12ページの21番、教育課題調査研究事業、その内の年度目標の②です。「経年比較すると、国語・数学とも中1から中2を比べると全国差は縮まりつつあるが、学校間の差は」とありますが、学校間の差というのは、これは学校間の学力差ということでおろしいでしょうか。

神村委員長 はい、黒木部長、どうぞ。

黒木部長 ここで言う、学校間の差というのは、平均点の上位校と下位の学校との平均点の差だということです。

饒波委員 学力差ではあるわけですね。これは沖縄県ということですか。

黒木部長 市内です。

- 饒波委員 市内ということですか。学校間の学力差があるということですね。去年の文言では、「調査結果の活用に学校差がある」という表現で、学校差の話が学力差ではなくて、調査結果をどう使うかということに対して学校差があるという文言でしたので。学力差ということですね。
- 神村委員長 はい、黒木部長、どうぞ。
- 黒木部長 昨年度はその活用の差というのも出ておりまして、今年度はやはり段々その差が開きつつあるものですから、恐らくその学力というか、その結果のポイント差と申しますか、そこを今捉えているのではないかなと思っています。
- 饒波委員 そこに今年は突っ込むということですか。
- 黒木部長 はい、そこを出来る限り差を縮めていくという考えです。
- 饒波委員 ありがとうございます。最後にもう一つ。
- 神村委員長 はい、どうぞ。
- 饒波委員 活き活き人材育成支援施設のことですが、整備事業も非常に順を追って見ていてわかるので、年度目標のハードの面ですね。建物を建てるということに関して、特化しているというのは何となく凄く理解出来ますけど、この施設を開設するに当たっては、ソフトの面、例えば条例を作るとか、そちらもやはり両建てでやっていく必要があると思いますけど、今年度はそちらのソフトの面は、もうやらないということですか。
- 屋比久部長 そうですね。運用管理の面、要するに、どういう施設に人を入れるか、どういった内容のものをやるかというところですけれども、まず施設自体が人材育成支援施設ですので、その人材育成のための講座というのは、ある程度、年間どの位やりましょう、というのは、国にもこういうことをやりますということで報告をしています。それ以外のコミュニティの部分で、地域の方々がどういうことをするか、あるいは外国との交流について、どういうことをするかというのは、実はまだ白紙の状態です。今年度については、来週、地域への実施計画の説明会がありますが、その中でも恐らく質問としてそういうお話をされるかと思います。それについて、午前中に生涯学習課と調整したところですが、やはりこれまで基本設計、実施設計、いろんな計画を国との調整で進めてきて、ようやく形になって、今、土地の取得ができれば、建築に向けてG.O.も恐らく出るだろうという段階になりました。これまでいろんな手続きで、地域の皆さんのが思いをなかなか組み取れていない部分もありましたが、今回、この説明会が終わって、実施設計が終わった段階から、毎月1回は出かけて行き、地域でどういう形にしたいのか、そのためにどういう運用をしましょうかというその管理・運営の基本的な計画というか、その考え方について、今年度は並行しながら次年度、平成30年度に建築にかかりますけれども、平成30年度・平成31年度の2年間かかりますので、平成30年度でその地域の皆さんの思いを含めた運営計画を作つて、その上で、それをどのように条例に具体化していくかというところで、ここにうたつて

はいませんが、考えている所です。

饒波委員 ソフト面はまだ、主に来年度ということですか。

屋比久部長 来年度というか、今年度、実施設計が終われば、その後から定期的に出かけて行ってお話をさせてもらって、その中で新たに作って行くということで今確認をしている所です。

饒波委員 わかりました。ありがとうございます。

神村委員長 真和志地区活き活き人材育成支援施設は、ほしざら公民館と全く違うイメージで捉えていますか。

屋比久部長 そうですね。基本的に公民館・図書館ではなくて、人材育成を支援する施設です。形としては公民館的なホールもありますし、会議室もありますし、ライブラリー機能、図書館機能的なものもあります。

神村委員長 この辺までは一緒ですね。

屋比久部長 はい。施設の作りとしては大体同じですけれども、中の活用の仕方が違います。主に人材育成に資するような講座等を行い、あわせて地域のコミュニティを生かした、そのまちづくりというところでも活用していこうという所ですね。

神村委員長 はい、ほかにございますか。よろしいでしょうか。たくさんの質問が出ました、期待しているものもあります、どうぞ頑張ってください。ほかにご意見がありませんで、報告2「平成29年度教育行政マネジメントシステムに係るマネジメント一覧表について」は、これで終了いたします。

以上を持ちまして、平成29年度第6回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。

#### 案件の審議結果

議案第6号	那覇市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第7号	那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について	原案どおり可決
議案第8号	那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決